

第21回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日 時	平成21年11月18日(水) 午前 10時00分～11時55分
場 所	市役所2階 市議会委員会室
議 題	1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）
出席委員 (敬称略)	林会長、山下委員、関委員、五十嵐委員、石塚委員、長内委員、斉藤委員、大和委員、板谷委員、海藤委員、大塩委員、澤田委員、岡田委員
事務局等	関口市長、尾藤都市振興部長、高橋都市計画課長、江村建設課長、金井環境保全課長、町田都市計画係長、宮澤
傍 聴 者	1名
議 題	議 案 1. 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定） 報告事項 1. 国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線及び府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線における東京都の取組みと、それに伴う国立都市計画道路3・5・9号国立東線の都市計画変更について 2. 国立市都市計画マスタープランの評価等について
要点記録	議案1について、原案のとおり可決された。
国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。 平成21年11月18日 議 長	
指名委員	

第21回 国立市都市計画審議会

林会長 : おはようございます。本日はご多忙のところ、皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから第21回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして議案が1件と報告事項が2件ございます。議案につきましては、「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、市長より付議された議案1件のご審議をお願いいたします。

報告事項としましては2件ございまして、「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線及び府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線における東京都の取組みと、それに伴う国立都市計画道路3・5・9号国立東線の都市計画変更について」、そして「国立市都市計画マスタープランの評価等について」の2件のご報告をさせていただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

ご審議の前に、今回より5名の委員が新たにお変わりになりましたので、事務局より紹介をいただき、その後にごあいさつをいただきたくお願いいたします。

事務局 : それでは、事務局より紹介させていただきます。初めに、関係行政機関といたしまして、立川消防署長であります海藤委員でございます。

海藤委員 : 海藤です。よろしくお願いします。

林会長 : 海藤委員さん、一言ごあいさつをお願いできればと思います。よろしくお願いします。

海藤委員 : 10月1日に東京消防庁の人事異動がございまして、立川消防署長に就任しました。防災に関しては皆さんには何かとお世話となるかと思っております。今後ともよろしくお願いします。

林会長 : よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局 : 続きまして、市議会議員といたしまして、石塚委員でございます。

石塚委員 : おはようございます。石塚でございます。今回、改選以降のまた役職の割り振りという形で、都計審のほうに出させていただきます。皆様と一緒にいいまちづくりの中で考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

林会長 : ありがとうございます。

事務局 : 続きまして、同じく市議会議員といたしまして長内委員でございます。

長内委員 : どうも長内敏之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この都市計画審議会は非常に大事な審議会でございますので、しっかり頑張って勉強していきたいと思っております。どうぞ皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

林会長 : ありがとうございます。

事務局 : 続きまして、同じく市議会議員といたしまして、斉藤委員でございます。

斉藤委員 : 斉藤安由でございます。大変お世話になります。いつもありがとうございます。今回、都市計画審議会の委員にならせていただきました。特に今、中央線の高架事業に合わせたまちづくりの基本計画をつくっておりまして、今後の国立のまちづくりに対して大変重要な時期に今差ししかかっていると自覚をしております。その中にあっても、この都市計画

審議会という重要な審議をしていく会議でもありますし、さまざまな国立のまちづくりの問題に対してしっかりと皆さんと意見を交換しながら、住みやすい、価値ある国立のまちづくりを懸命につくっていく決意でございます。よろしく願いいたします。

林会長 : ありがとうございます。

事務局 : 続きまして、同じく市議会議員といたしまして、大和委員でございます。

大和委員 : おはようございます。大和祥郎でございます。改選後のメンバーという形で、今回から都市計画審議会に出向といたしますか、委員とやらさせていただきます。私の今、所属をしているのは総務文教委員会ですけれども、今、農業委員という形でも、今回、議題となっております生産緑地の問題とか、それからまた道路の都市基盤整備という中で審議をするには重要案件が多い審議会と認識しております。私も一生懸命勉強しながら審議に参加をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

林会長 : どうもありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま皆さんの出席をいただいており、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

それでは、次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第21回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、斉藤委員を指名いたします。よろしく願いします。

それでは、ここで市長さんからごあいさつをいただきます。

関口市長 : 皆さん、おはようございます。委員の皆様にはお忙しい中、第21回国立市都市計画審議会の開催に当たりましてご出席を賜りまして、ほんとうにありがとうございます。

前回の開催は、昨年12月でございました。約1年ぶりの開催となっております。

本日、ご審議いただく内容ですけれども、先ほど会長さんからご紹介がありましたように、「国立都市計画生産緑地地区の変更について」の1件でございます。生産緑地地区の変更については、「国立市生産緑地地区指定基準」に基づき、新たに追加する地区と、生産緑地法の買取り申出等に伴い、行為の制限が解除された地区につきまして、都市計画の変更の手続を行うものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

また、本日は、報告事項といたしまして、大変長い題ですけれども、「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線及び府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線における東京都の取組みと、それに伴う国立都市計画道路3・5・9号国立東線の都市計画変更について」、これと「国立市都市計画マスタープランの評価等について」の2つがございます。どちらも取り組み中のものがございますので、審議につきましては今後となりますけれども、現在の状況といたしまして報告をさせていただくということになります。

どうぞよろしく願いいたします。

林会長 : ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局よ

り説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、説明の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、都市計画審議会資料No. 1の「国立都市計画生産緑地地区の変更について」と、それから都市計画審議会資料No. 2の「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線及び府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線における東京都の取組みと、それに伴う国立都市計画道路3・5・9号国立東線の都市計画変更について」の資料といたしまして案内図を添付したものと、それから別に「都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし」「道路整備の効果」の2種類のパンフレットでございます。そして、都市計画審議会資料No. 3といたしまして、「国立市都市計画マスタープランの評価等について」としてフローチャートを添付したものと、あと別冊で一次評価の報告書と二次評価の報告書を配付してございます。また、本日、机の上に配付させていただきました資料といたしまして、今日の議事日程と国立都市計画生産緑地地区の変更についての議案書、それと11月6日付の付議書の写し、国立市都市計画審議会委員名簿、以上の4点でございます。ご確認をお願いいたします。

よろしければ、本日の議案の「国立都市計画生産緑地地区の変更について」を説明いたします。都市計画審議会資料No. 1をご覧くださいと思います。

1ページをお開き願います。国立都市計画生産緑地地区の変更（国立市決定）。この国立市決定の部分につきましては、都市計画区域内における都市計画の決定、あるいは変更の際しまして、国立市が定めるものと東京都が定めるものの2種類でございます。これを区別することと決定権者を明らかにするために、括弧書きで示してございます。

変更の内容でございますが、第1、種類及び面積では、変更後の生産緑地地区の全体の面積といたしまして51.07ヘクタールになることを示してございます。

第2、削除のみを行う位置及び区域でございます。番号、地区名、位置、削除面積で示してございます。まず、番号70でございますが、谷保栗原地内で、その一部約ゼロ平方メートルと、番号143、泉三丁目地内で、その一部約490平方メートルの2件で、合計の面積は約490平方メートルでございます。

なお、ゼロ平方メートルとなっておりますが、これは10平方メートル未満は四捨五入としているためでございます。細かくいいますと、実際には1.06平方メートルございます。

区域は添付計画図の表示のとおりで、計画図につきましては後ほど説明させていただきます。

理由でございますが、番号70は道路の公共施設用地として、また番号143は買い取り申し出に伴う行為制限の解除によりまして宅地等に転用され、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。これらの生産緑地地区は、平成20年度中に手続がなされたものでございます。

次に第3、追加のみを行う位置及び区域でございます。番号、地区名、位置、追加面積で示してございます。既設番号71の谷保栗原地内に約540平方メートルを追加するものと、それから既設番号76の谷保一本松地内に約430平方メートルを追加するものの2件で、合計面積は約970平方メートルでございます。

区域は、添付計画図の表示のとおりでございまして、計画図については後ほど説明させていただきます。

理由でございますが、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものでございます。

なお、追加につきましては、国立市生産緑地地区指定基準に基づきまして、平成15年度より行っておりますけれども、今年度も農業委員会のご協力をいただきながら、追加申請について市報7月5日号に掲載いたしまして、7月24日から8月6日までの2週間受け付けを行いまして、申請のあったものでございます。その後、農業委員会におきまして8月21日に現地調査が行われまして、申請地を確認したところでございます。

以上が1ページでございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。新旧対照表でございます。ここでは変更前の面積、位置、変更内訳として削除及び追加する面積、変更後の面積を一覧表に示してございます。番号70から番号143まで、1ページで説明した削除2件、追加2件を番号順に示してございます。今回の追加につきましては、すべて既存地区への面積の増地となりますので、新しく番号をつけるものではございません。

それぞれの面積は地区の番号順に示してございまして、その計は中段ほどになりますが、変更前の面積約6万1,820平方メートル、削除面積約490平方メートル、追加面積約970平方メートルで、変更後は約6万2,300平方メートルになるものでございます。ここに変更のない地区144件、約4万8,370平方メートルを加算いたしますと、全体の変更後の生産緑地地区は148件、面積約5万1,670平方メートルになるものでございます。

なお、地区数は、今回の削除及び追加はすべて地区の一部でありましたので、変更前後とも148件で変わりはありません。

また、摘要欄の一番下にみなしという表現がございますけれども、これにつきましては旧生産緑地法の指定に基づきます生産緑地の面積を示しておるものでございます。今回の番号143の490平方メートルが該当しているため、この分が減って、みなし計9万1,420平方メートルになったものでございます。

その下の変更概要でございますが、国立都市計画生産緑地地区の変更事項として、ただいま説明しました区域の変更と面積の変更があることを示しております。件数は変わりませんが、面積は約51.02ヘクタールから約51.07ヘクタールに、約0.05ヘクタール増えたこととなります。

以上が2ページでございます。

次に、3ページ、4ページをお開きください。総括図でございます。市内全域におけます生産緑地地区を番号とともに示してございます。右下の凡例にありますように、指定区域は白抜きの線で示しております。今回削除を行う区域は、黒く塗りつぶして表示してある部分の2カ所でございます。それと、今回追加を行う区域は、斜線の上にピンクで色塗りした部分の2カ所でございます。位置の詳細については、次からの計画図で説明したいと思います。

それでは、次の5及び6ページをお開きください。ここでは削除する区域1カ所と、追加する区域1カ所でございます。削除する区域は、図面左側の引き出し線で削除面積と表示してあるところで、非常に小さくてわかりにくいのですが、矢印の先の黒い点状の部分でございます。この黒い幅の2本線で番号70に接続している箇所でございます。谷保栗原地内、既設番号70の一部面積の先ほど説明しました、約ゼロ平方メートルを削除するものでございます。

また、追加する区域は、図面中央の色塗りで表示している国立第一小学校の北側のところでございます。谷保栗原地内、面積は約540平方メートル、既設番号71の区域に追加するものでございます。

次に、7及び8ページをお開きください。追加する区域は、図面中央やや左寄りに色塗りして表示している7カ所の特定公共物の道路、俗に赤道でございます。谷保一本松地内の太線内は、旧生産緑地法の指定地区で、この真ん中にある市道南33号線の3の現況幅員2.73メートルを幅員6メートルに拡幅整備するため、この特定公共物、赤道を拡幅用地の地権者と等積交換を行いまして、当該面積約430平方メートルを既設番号76の区域に追加するものでございます。

次に、最後のページになりますが、9及び10ページをお開きください。削除する区域1カ所で、図面中央、やや下の黒く塗りつぶした箇所でございます。泉三丁目地内、既設番号143の一部で、旧生産緑地法の指定区域約490平方メートルを削除するものでございます。

資料の説明は以上でございますが、最後に手続の関係を説明させていただきます。今年の9月に東京都と事務打ち合わせを行いまして、9月15日に都市計画法に基づきます同意協議申請を提出し、9月24日付にて都知事の同意をいただいております。その後、市報10月5日号に告示・縦覧をご案内いたしまして、都市計画案の公告及び縦覧を10月9日から23日まで2週間行いました。その結果でございますが、縦覧者及び意見書の提出はともにございませんでした。

なお、本日の本審議会の議決をいただいた後は、平成22年1月1日付で都市計画変更の告示を行うことを予定してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

林会長：ありがとうございます。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長：なければ質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長：なければ打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

さて、議題につきましては以上でございます。

次に、報告事項といたしまして、先ほどの「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線及び府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線における東京都の取組みと、それに伴う国立都市計画道路3・5・9号国立東線の都市計画変更について」、事務局より報告をお願いします。

事務局 : それでは、報告事項の1つ目の都市計画道路東京八王子線関係について説明いたします。

なお、都市計画道路東京八王子線ですが、説明では東八道路と略称名でさせていただきます。

では、都市計画審議会資料No.2と「道路整備の効果」「都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし」の2種類のパンフレットをご用意いたします。

なお、このパンフレットについては、先月の10月13日と14日に東京都が行いました都市計画案及び環境影響評価書案の説明会のときに配付された資料でございまして、今回、東京都からいただいたものでございます。

それでは、初めに都市計画審議会資料No.2をご用意ください。

開いていただきますと、案内図でございます。図の太い線の部分が東八道路の府中市域分でございまして、その延長線上の薄く塗られている部分が国立市域分でございます。また、細い線の国立3・5・9号線は、府中3・2・2の2号線に接続してございますけれども、今回の都市計画案によりまして、府中3・2・2の2号線の道路幅員を拡幅変更することに伴いまして、国立3・5・9号線の終点の位置が約4メートルほどずれるため、同時に都市計画の変更をするものでございます。

なお、国立3・5・9号線は今回は事業化は行いません。

以上が案内図でございます。

次に、「都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし」というパンフレットについてご説明いたします。パンフレットをご用意いたします。

1ページと2ページは計画のあらましということですが、平成19年11月の本審議会でも都市計画案を説明させていただきましたけれども、今回、改めて計画概要を説明したいと思っております。

この東八道路の全体計画は、下の図を見ていただきますとおわかりのように、区部の放射5号線につながる三鷹市牟礼一丁目を起点といたしまして、調布市、小金井市、府中市、国立市、日野市を經由しまして、八王子市浅川町に至る延長約34.2キロメートルの骨格幹線道路でございます。黒い線の部分が既に整備済みの区間でございまして、それから日野市、八王子市の黄土色の線の部分が、国施行で行っている事業地または一部未着手の区間でございます。今回はこの赤い線の区間でありまして、右上に拡大図が載っております。

次に、本線の整備効果でございますが、これは別にパンフレットがございまして、後ほど説明させていただきます。

その次に、今回の計画の概要でございますけれども、この表にありますように、府中及び国立の都市計画道路でございまして、府中所沢線の交差点から甲州街道交差点まで延長

約1.3キロメートルの区間でございます。車線数は往復4車線、道路幅員は36メートルから41メートルでございます。また、事業期間は、平成23年度から平成30年度の予定でございます。

次に、3、4ページをお開きください。道路構造の概要でございます。平面図左側の国立3・3・2のC-C断面は、JR南武線をオーバーパスする構造でございます。横断面左側の図のとおり、全体幅員が40メートルで、そのうちオーバーパス分の車道16メートルと両側歩道4メートルずつの24メートル、それと両側8メートルの側道からなるものでございます。

平面図中央のB-B断面が一般的な標準の構造となりますけれども、全体幅員36メートルで、その内訳は、緑地帯と歩道等の環境施設帯が両サイド10メートルと4車線の車道16メートルでございます。

平面図右側のA-A断面でございますが、これは標準構造に対してほかの幹線道路との交差点もございますので、車道部分の幅員が16メートルから19メートルに広がることにより、全体幅員も36メートルから39メートルになっているものでございます。

次に、5ページ及び6ページをお開きください。都市計画案の概要でございます。平面図の赤の表示部分が今回の都市計画変更部分でございます。国立3・3・2は既定28メートルの幅員を40メートルと41メートルに、府中3・2・2の2は既定28メートルの幅員部分を36メートル、また既定36メートルの幅員部分を39メートルに変更してございます。

下の絵と写真は環境施設帯の整備パターンを、副道を設置した区間と沿道緑地と一体整備した区間について、府中所沢線の事例により説明しているものでございます。

次に、7ページから14ページになるのですが、これは環境影響の予測と評価について概要を記載してございます。今回、環境影響評価があるということで載せてございますが、簡単に説明させていただきますと、まず7ページと8ページになりますが、予測・評価の前提となる計画交通量、予測・評価項目の選定及び予測地点位置について設定したものでございます。

次の9ページから14ページまでは、選定した項目ごとに予測・評価を行った結果について載せております。9ページは大気汚染を、10ページと11ページは騒音・振動について記載しておりますけれども、いずれも各規制等基準以下になるとしてございます。12ページは生物・生態系、日影、電波障害、史跡・文化財及び廃棄物の項目。13、14ページは景観の項目ですが、いずれも著しく影響を及ぼすことはない、また、基準以下である、または適切な対策を講じることにより、支障は生じないとの結果としてございます。

次の15ページと16ページは、環境保全のための措置として大気汚染、騒音・振動、生物・生態系、電波障害、景観及び廃棄物の項目について、その措置の方法を記載してございます。

次の17ページと18ページにつきましては、環境影響評価の手続きの流れについて、事業段階環境影響評価手続と事後調査手続に分けてフロー図にしているものでございます。このパンフレットはフロー図の真ん中あたりに大きく説明会の開催とございますが、この

ときに配付されたものでございます。現在は一番下の関係区市町村長の意見とありますけれども、このあたりになるものでございます。

最後に、パンフレットの裏面をご覧ください。事業の進め方でございます。左側のオレンジ色表示のラインが都市計画の流れで、右側の緑色表示のラインが環境影響評価の流れでございます。本来であれば、この都市計画変更がなければ右側の緑だけ、環境影響評価の流れだけでいくものでございますけれども、今回、都市計画変更があるということで、またこの市計審にも報告させていただいてございます。今年先月になりますけれども、10月13日と14日に、この赤い色の部分になりますが、都市計画案と環境影響評価書案の説明会を同時開催してございます。そして、この真ん中に青色表示で測量説明会とございますが、今月11月26日と30日に行う予定と聞いてございます。

今後は環境影響評価書の公示・縦覧の手続を経て、来年の秋ごろに東京都の都市計画審議会を開催する予定と聞いてございます。したがって、その前に都市計画案の市の意見の回答をしなければいけないこととなりますので、市の都市計画審議会を来年の8月か、もしくは9月ごろに開催させていただくこととなりますので、そのときはよろしくお願いたします。その後、事業認可を得て、平成30年度に完成の予定というスケジュールになってございます。

以上が、「都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし」のパンフレットの説明でございます。

続いて、「道路整備の効果」のパンフレットについてご説明いたします。パンフレットをご用意いたします。1、2ページをお開きください。

まず、第1の整備効果として、多摩地域と区部の連携強化でございます。ここに書いてありますけれども、多摩地域は先端技術産業等の集積が進みまして、区部をはじめとして人や物の流動が多くなってございます。東八道路は、多摩地区と区部の連携を強化するため、整備が必要とされているということが書かれてございます。

次に、3、4ページをお開きください。2つ目の整備効果といたしまして、甲州街道をはじめとする周辺道路の渋滞緩和でございます。東八道路の整備によりまして、甲州街道と府中所沢線を迂回しなくてもよくなりまして、周辺道路の交通渋滞が緩和されるということでございます。また、移動時間も短縮されることによりまして、利便性が向上することになるということが書かれてございます。

5ページをお開きください。3つ目の整備効果といたしまして、生活道路への通過交通の排除による良好な住環境の確保ということで、特に府中市の七小通りや横街道などの生活道路への通過交通の排除によりまして、良好な居住環境が向上することになりますということが書かれております。

6ページにつきましては、4つ目の整備効果といたしまして、延焼遮断帯の形成等による地域の防災性の向上ということで、道路幅員が36メートルあれば、延焼遮断帯としての機能を有すると。また、災害時には、避難路や支援物資の輸送路として車両の通行路が確保されることになるということが書かれてございます。

最後のページになりますが、5つ目の整備効果といたしまして、環境緑地帯を設けることによって緑豊かで、安全かつ快適な都市空間が創出されることになるということが書か

れてございます。

以上が、今回の道路整備による効果が期待できる内容というパンフレットの説明でございます。

以上で、1つ目の報告事項であります東八道路関係の説明を終わります。

林会長 : 1つ目の報告が終わりました。

報告事項ですが、何か質問などございましたら、お受けいたします。それでは、斉藤委員、お願いします。

斉藤委員 : 済みません。ちょっと本論からそれるかもわからないんですけども、こちらの「都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし」のほうの16ページの中ぐらいに、環境保全対策という形で書かれておまして、3つ目の具体的な事例をここで挙げて、これに沿った形で、今回、3・2・2をやっていくのではないかとというふうに解釈をしております。

私は特に真ん中の低騒音舗装、皆様も結構ご存じだと思うのですが、専門ではないので、要望等はちょっと間違っているかもわかりませんが、普段この近辺の中でも大きな街道を走るときに、運転をしているほうもおやっというぐらい車と道路のタイヤの音、また逆にその周りを通行しているときでも、音が格段聞こえないという状況になっておまして、アスファルトの質の問題だそうなのですが、こういうことに関しては環境対策に対して、また騒音対策に対しても非常にすばらしい形ではないかと思っております。

当然、ここもこういう形でやると思うのですが、今回、国立市の都市計画審議会の中で、国立においてもこのような舗装工事をする予算が年幾らかついておりますけれども、住宅街の場合はどうかわかりませんが、交通量の多い地域においてはこういう低騒音舗装に切り替えをしていっていいと私は思っているのですが、市の考え方はどうなのか、費用対効果はどうなのか、その辺、教えていただきたいと思っております。

林会長 : それでは、事務局、お願いします。

事務局 : 国とか都の道路でございますが、低騒音舗装が取り入れられて、騒音等が減少している状況でございます。今、委員からご質問のありました、市の道路でもこういう低騒音舗装を取り入れたらどうかということでございますが、主要道路となりますところにこういう舗装を取り入れることを考えなければいけないのかなというふうには思っております。費用的なものとか、市では低騒音舗装をまだやっておりませんので、費用的なものも考慮させていただいた中で、今後は市の主要道路について、こういう舗装を取り入れていくべきではないかなというふうに考えているところでございます。

林会長 : 斉藤委員。

斉藤委員 : ある程度取り入れていくという方向でお考えという、今、事務局の方のご答弁がございました。私は大変前向きな形の発言ではないかと思うのですが、あまりにも漠然的なので、もうちょっと細かに、例えば国立では大学通りとか、そんなに通ってない時間帯もあるのですが、あそこは逆に言うと、車があまりいないことで、結構スピードを上げたり、大きい中型車が走ると、結構大きな音がしておまして、国立の今のメインの通りという、私は大学通りだと思っております。この低騒音舗装は交通量の多いところだと思っております。あそこの大学通りのデータを以前聞いたのですけれど

ども、通常の発する半分以下の音ですので、ぜひ取り入れていったらどうかと思っております。今、事務局の方は取り入れていきたいということで、もうちょっと具体的な形とか、その辺の検討はされているのでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : ちょっと説明が不足しておりますが、大学通りにつきましては都道でございますので、東京都の施行という形のものでございます。こういう形で低騒音舗装を主要道路についてはやっていくということがございますので、東京都にもそういう舗装をやってほしいという要望はしていきたいと思えます。

先ほど私からご答弁させていただきましたのは、市道としての主要道路ということで、場所によりますと桐朋通りですとか、今、管理してあります、さくら通りとか、そういうところをやる場合については、そういう低騒音舗装を今後考えていかなければいけないのかなということでの答えをさせていただいたところでございます。

そういうことで、今、道路の整備がなかなかできない状況でございますが、そういう整備を全体的に行えるときがあれば、そういう舗装の形も考慮していきたいということでございます。

林会長 : よろしいでしょうか。それでは、大和委員、お願いいたします。

大和委員 : 今、ご説明いただきまして、概略は理解をさせていただいたところですが、これが30年にできるということで、大分交通体系が変わってくるのかなということを理解するところですが、当然、今回の都市計画道路、府中、国立という部分があります。

パンフレットのあらましの4ページになりますが、当然、ここで入ってくる周辺道路の整備について、この辺は全然出てないのですが、例えば4ページの上のほうにあります府中3・4・5、これが最終的には国立の3・4・5、要はさくら通りの東側延長線というのですが、その分の整備もこういった基幹となる道路の整備の中には、当然、国立は今、府中との行き来において非常に狭い道路で南北を行っている、生活道路にすぐ入り込んでいるという中では、このパンフレットには載ってないのですけれども、そういった整備も今回は進めていかなければならないと思うのですが、その辺は今回の説明の中で周辺道路の考え方についてはどう東京都から聞いているのか、まず1点お伺いします。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : このパンフレットは府中3・4・5と書いてありますけれども、国立でも同じ番号の3・4・5でございますが、基本的にこれはさくら通りの延長でございますけれども、この部分については東京都の都市計画道路の整備方針の3次計画では優先整備路線という位置づけになってございまして、できるだけ早く整備する路線ということにはなってございます。ただ、実際にこの3・4・5の整備については、都市計画マスタープランにも書かれておりますけれども、さくら通りとつながることによって車の流入が激しくなるということもあまして、また周辺の地権者でも反対がちょっとございます。そういった意味で、都市計画マスタープランについては周辺住民の意見を聞きながら慎重に整備を進めていきたいという表現になってございます。

実際には東京都は東八道路と一緒に整備をしていきたいということでありますが、空間的に平成30年度の完成ということで、それまでかなりの期間があるわけですけれども、

実際に3・4・5につきましては環境影響評価もございませんので、もしも各市の条件が整えば、後追いでも十分間に合うということは聞いておりますので、関係市の意見を聞きながら東京都は整備を進めていきたいということを聞いてございます。

林会長 : 大和委員。

大和委員 : 今、ご答弁の東京都の考えは、マスタープランにもあるようなことを考えていくと、車の流入が激しくなるので、慎重に取り扱いたいというふうにご答弁があったのですが、国立市としてはどう考えているのかというのを1点お伺いしたいなと思います。

林会長 : 事務局、いかがでしょうか。

事務局 : さくら通りに流入が激しくなるということでございまして、市長ともお話ししているのですが、この3・4・5については確かに優先整備路線ということでございまして、これは立川方面、少なくともどちらかというところのみのわ通りとか、そちらのほうの整備も含まれて優先整備路線になっているということで、要するにさくら通りの東側だけを接続した場合には、流入された車がおそらく矢川駅の前の道路、要するに国立二中で東西に分かれる、あるいは南北に分かれていくだろうということになりますと、流入した車が交通渋滞を、今、矢川通りも非常に混雑している状況ですので、さらに環境が悪化するのではないかと懸念がございまして、

そういった意味もございまして、この3・4・5の整備については、できればその先まで抜けたときに整備されることが好ましいのかなと市としても考えているところでございます。

林会長 : 大和委員。

大和委員 : 最後になります。今、私はちょっと違うのかなという気がするのですが、最後に1点だけ確認をさせていただきますけれども、来年、22年度の8月、9月に都市計画審議会を開催して、市の意見をまとめていくという中では、例えば仮に国立の3・4・5であり、逆に言うと、その周辺の環境も含めて、意見をどういった形でとっていくのか。ただ、この1回の審議会だけでとっていくのか、それとも市民に対して意見を募っていくのか、どういった方法を考えられているのか最後にお聞かせ願います。

林会長 : 事務局。

事務局 : 来年のおそらく8月か9月ごろにはこの市計審で皆さんの意見を聞いて、意見書ということで回答する形になりますけれども、今回についてはあくまでも東八道路の整備ということで意見をいただきたいと思っております。東京都も各市の事情を理解しておりまして、逆に、例えば3・4・5の整備に伴いまして、この東八道路の整備が遅れることがないようにということで、東八道路に限定した形で意見をいただきたいということを言われておりますので、確かに3・4・5の整備というお話も出てくるかもしれませんが、今回の都市計画変更についてはあくまでもこのパンフレットで説明した範囲ということでご理解いただければと思っております。

林会長 : 先に手を挙げていらしたので、板谷委員、お願いします。

板谷委員 : 私のほうからも環境影響評価書案のあらましについて質問したいのですが、3ページに横断面図が載っております。C-Cの部分オーバーパスになるところだというご説明でしたけれども、ここは上を通る車と下からの合流と両方ある部分ですよ。そうなりますと、

南武線の上を越すときに勾配は何パーセントぐらいなのかわかりますでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 実際にこれは何パーセントあるかという具体的な詳細図をいただいておりますので、パーセントはわかりません。ただ、南武線をオーバーパスするというので、3、4ページの国道20号、要するに甲州街道から十中通り、この範囲でオーバーパスを処理したいということがございました。東京都も道路構造令に基づきましてこのパーセントを決めてございますので、実際、この高架の部分がどのぐらいの高さになるかということはまだ聞いてございません。

ただ、いずれにしても側道と側道はつながりますので、その分の高さ、要するに下を通る車の通行可能な高さということで聞いております。また、周辺の住宅の建物がありますが、景観的にもそのような建物よりは低くなるということは聞いておりますので、それほど高くはならないのかなど。今、ご質問のパーセントについても、あくまでも道路構造令に基づくパーセントになるというふうに聞いてございます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : ありがとうございます。要するに現時点では何パーセントかはわかってないということなのですね。十中通りの交差点と合流するところ、そこまでは何メートルになるのでしょうか。

林会長 : 事務局、どうぞ。

事務局 : 国立3・3・2の区間が約250メートルと聞いておりますので、市境からおそらくプラス50メートルぐらいになるかと思っております。要するに国立3・3・2、甲州街道から府中境まで約250メートルと聞いておりますので、その先ですとプラス50メートルぐらいになって、全体では300メートルぐらいになるのではないかなどと思っております。

先ほどオーバーパスの地上高ということがありましたけれども、大変申し訳ないのですが、環境影響評価書案は私どもの都市計画課には来ておりませんが、オーバーパス部の構造物の高さは約6メートルという記載がございました。

板谷委員 : ありがとうございます。

林会長 : お待たせしました。関委員、お願いいたします。

関委員 : 東八道路の完成に伴って都道256とか府中市の甲州街道、こちらの歩道、こういうものをあわせて拡幅する計画があるかどうかお聞きしたいのですけど。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 都道256といいますと、ある意味、甲州街道との交差点の部分の歩道という解釈ですか。

関委員 : いや、256そのものの現状です。

事務局 : 今回につきましてはあくまでも3、4ページの、ここに平面図がございますが、この色塗りしてある部分、茶色で塗ってございますけれども、環境緑地帯という表現がありますが、ここに囲まれた範囲を整備するというで聞いてございます。

関委員 : 計画もないのですか。

事務局 : 甲州街道の歩道の拡幅ということは、今、議会でも色々と陳情とか受けていますけれど

も、これについては東京都は今の交通量では拡幅するのはちょっと難しいというお話を聞いていますので、今後、こういう道路が整備されることによって、交通環境を見ながらまた要望していきたいというふうに考えてございます。

林会長 : 石塚委員。

石塚委員 : 何点かご質問させていただきます。実はこの件については、地元説明会が10月14日に国立の第七小学校で行われて、私ども数多くの議員が参加したと思います。それで、今、事務局からのお答えが当日の東京都側の説明と少しニュアンスが違うのではなかろうかと思うのです。これは30年に向けてやっていくという形の中で、先ほど大和委員からも色々ご質問がありましたけれども、関連してくる交差する道路の問題、それから先ほど言ったさくら通りへ行く3・4・5ですか、この問題も30年までに極力取り組むような方向でいくと東京都ははっきり言ったと思うのです。ですから、今、課長の発言はちょっと違うと思います。その辺のところを修正していただかなければいけないし、例えば板谷委員が今お話をしてきた、ここのオーバースパスのところも大気上の汚染云々というのは、ここはオーバースパスになっても側道の部分ではプラスにはあまりならないだろうというお答えをしていると思うのです、東京都の専門の方たちが。

だから、その辺のところを見ていただかなければいけないということで、質問ですけれども、このさくら通りの先を、例えばみのお通り方面に抜けてから工事をするのではなくして、現状、今国立が抱えている場合、府中との接道する道を考えれば、ほとんど全部一通。それで今、南武線から北側のところは、府中の3・5・9号線から入ってきて、府中の北山ですか、あそこは。西府？ 駐在さんがあるところ、ぶどう園がある。あそこから一通で、国立の富士見台第1団地に、真ん中へ来る。あの道までないわけです、實際上。そうなってくると、ここを抜くような形で行ってあげなければ、交通が非常に妨げになってきている。それからまた、あそこには住宅街も密集しておりますし、現に3・4・5に入ってくるところもどンドン家を建てて、逆に言うと、今、こういう説明が始まったから、あの地域の人たちは自分たちのところもそれこそいつ始まるのかな、早くしてくれればいいなという願望を持っているわけです。

たまたま昨日は夜まで私どもは東京都の副知事をはじめ、行政部長と一緒に会合しておりました。昨日の夜10時過ぎに終わっておりますけれども、その中で東京都も、国立さんがもっともっと積極的にやっていただければ、東京都としても支援はしていきたい、総合交付金を従来と同じような形で出していきたい努力をしますということまで言っているのです。それはなぜかという、明後日臨時議会が行われます都市計画道路3・4・10、この問題も踏まえて私たちも、市長さんから私たちが一生懸命やっていただかなければという話もありますので、努力をしているところです。

ですから、この問題についても、今日は国立市の都市計画審議会ですから、もう少し前向きな答弁をしていただかないといけないと思うのですが、いかがでしょう。

林会長 : 事務局。

事務局 : 私ども都市計画担当としては、当然、都市計画道路の整備というものは我々の仕事だと思っていますので、積極的に整備していきたいという考えは持っております。ただ、先ほど申したとおり、都市計画マスタープランにもここは周辺住民の意見を聞きながら慎重

に取り扱っていく形になっておりますので、当然、委員さんがおっしゃるように、地権者の方もこのところを早急に整備してほしいという要望も都市計画課には来てございます。賛成、反対色々ございまして、また団地のほうも反対されている方が多いということも聞いておりますので、今後はこういう皆さんの意見を集約しながら、ただ、基本的にはこれは都市計画道路として線引きされております。そういった意味ではこの地権者の方は、建築条件もありまして、色々制約を受けてきているということがありますので、我々担当としてはできるだけ早く整備していきたいということは考えてございます。ですから、慎重に今後取り扱っていきたいと考えております。

石塚委員： これですべてにしますけれども、要するに現在、府中所沢線（3・3・8号線）、あそこから横街道、府中は市内循環バスが走っていますね、大型の京王バスが。そういう形の中で、七小通りとの接道の問題でもそれぞれ整備していく。これは府中市は何か考えているようですね、府中市として。3・2・2の2と当然3・3・2、国立のほうの3・3・2は接道する大きな道路はないのですけれども、この3・3・2は何カ所かありますから、この整備の問題も、我々国立は自分たちがやるあれではないでしょうけれども、その辺のところを一緒に支援するような形でいかなければいけない。

この道路というのは、道ができれば沿線の資産価値が上がるのです。それから、利便性という問題、地域の活性化という問題を踏まえたら、当然これはもう少し市は本気になって積極的に取り組んでいただきたいということを言って、終了させていただきます。

林会長： 関委員。

関委員： この計画の中に相続税の納税猶予を受けている農地も含まれると思うのです。こういうところを持っている農家の人は、期限が確定されるので、税金を利子税を含めてさかのぼって払うとか、そういうことも起きるのではないかとということが心配されています。この点についてもこの場でどうのこうのはすぐいかないと思うのですけれども、そういう点も配慮に入れた対応が必要だと思うのですけれども、そういうのも検討してくださいということでお願いをしておきます。

林会長： 事務局、お願いします。

事務局： 基本的に補償の関係は色々ございます。これは当然、生産緑地も大分影響されているところがたくさんございまして、東京都は個別で対応したいということを聞いておりますので、当然、納税猶予のこともございます。それをさかのぼって、また膨大な税金を払うということも考えられますので、できるだけ補償が納得いくような形で東京都は個別で対応していきたいと言ってございますので、また改めて市からも、今、委員さんがおっしゃったようなご意見があったということ東京都にも伝えていきたいと考えてございます。

林会長： 長内委員。

長内委員： この計画の中での全体の立ち退きの件数、それと国立市域での立ち退きの件数について教えてください。対象件数って出ているのですね。

林会長： 事務局、お願いします。

事務局： 先日、議員さんに測量説明会のご案内をさせていただきましたけれども、そのときに対象者ということで、この測量説明会の対象は幅90メートルの範囲ということで、要するに道路中心から45メートルずつ、全体で90メートルの幅を測量していきたいと。これ

はイコール地権者になるかはちょっと確実ではありませんが、一応対象といたしましては約750人。国立市域が126人、府中市域が611人ということで、約750人という説明を東京都から受けてございます。

林会長： 長内委員、どうぞ。

長内委員： ここは皆さん見てわかるとおり、かなり人口が密集しているというか、畑もありますけれども、当然。だけど、実際住んでいる方はたくさんいらっしゃる。そして、その周辺もかなり住宅が張りついているところですから、これを道路にするというのは相当大変な事業だと思います。先ほどちょっと反対という声があるように聞こえたのですが、これ、実際反対運動みたいなのは起こっていますか。どうですか。

林会長： 事務局、お願いします。

事務局： 私どもいろんな都市計画的な、市民から、わくわく塾等で都市計画のお話をしてほしいとか、そういうことが実際にはございます。そういった中で、団地とか、そういったところからもございまして、公ではございませぬけれども、そのお話で反対という意見も実際には出てきているということでございます。

林会長： 長内委員。

長内委員： 道路というのは相当周りにも影響しますし、地権者の中にもここに住みたいのだけれども、出ていってくれ、これはちょっと理不尽だという方がいる。それから、資産価値が上がるから、高く買い取ってくれるからいいのだという方も確かにいらっしゃると思う。しかしながら、その周りの方というのはある日突然、道路ができる。しかしながら、何の利益もないということで非常に不安になったり、反対だという方もいらっしゃると思う。そして、さらに離れた人から見ると、新しく真っすぐ道路ができるわけだから、これはいいという方もいらっしゃるれば、何でそんな私が通らないような道路に税金をどんどんつぎ込むのか、ほかにもっと使い道があるだろうみたいな、いろんな形で賛成、反対という方も当然いらっしゃると思うのです。そういった点ではしっかり話をよく聞いて、強引なつくり方はしないようにぜひしていただきたいなど。ちょっとこれ、後で意見を言う機会ありますか。質問は大体これで終わろうと思います。

では、この中でちょっと意見を言わせていただくのですけれども、これ、最後のできるのは平成30年ということですのでけれども、首都圏では2015年、平成27年から人口減少が明らかになってきます。既に平成14年から車は減ってきて、最近では相当の勢いで車も減っています。こういう中でほんとうに必要な道路なのか、そうではないのかということは非常に大事なことです。今まで右肩上がりですと人口も車も増えてきた時代では、都市計画または道路というのは裁判でやっても必ず勝っていたけれども、去年ですか、一昨年ですか、車両が減少するということが明らかなのに道路計画をやって、しかしながらそれは違法だという判決も今出ていますから、そういった点では慎重に住民の方々の意見も聞きながら、本当に必要な道路なのかということを見定めてやっていく必要があると思います。

そして、おまけにこの間、政府も変わって、東京都の議会構成も変わっている中ですから、道路だったら幾らでもお金をつけてもいいぞという時代は既に終わっているというふうに私は思っています。

それから、住民の道路、生活道路との関係でいいますと、近代の都市計画というのはそういった生活道路に車を入れない、幹線道路に集約させる、集中させるという考え方を持って都市計画をやってきた経過がありますから、単に真っすぐ行きたいからということで道路をつくる考え方というのは、非常にお粗末だということですよね。ですから、そういった点でいえば、国立市は非常に特殊な生成過程をしています。これは大学都市として佐野学長と箱根土地と色々話し合いの中で、ドイツのゲッティンゲンのようなほんとうに学習にふさわしい場所をつくるということで、幹線道路を大学から500メートル以内につくらないということでやってきたところですから、そういった点、国立の特殊性、歴史というのもしっかりわきまえた上で慎重に道路を見ていかなければならない、そういう時代に入っているというふうに私は思いますので、ちょっと意見になりますけれども、ぜひ慎重にやっていただきたいということです。

林会長： 五十嵐委員。

五十嵐委員： 道路の問題でちょっとお話ししておきたいと思うのですが、議会での議論の中で、今、どなたかの議員がおっしゃっていましたが、俺たちが通らない道路だから、その意見まで聞けという考え方というのは、全体像から見たらどうということなのだろうと。そういう意見もあるから、その意見も聞かなければいけない。俺たちはあそこの道路は通らないのだから、要らないとかっていう議論がこういう中でされると、なかなか議論は進んでいかないと思うのです。例えば生活道路と通過交通をさばいていく道路をきちっと整理していかないと、それが真っすぐになるから、どうだという議論はないと思うのです。快適な住民の生活を営んでいく中では、いたし方ないことの部分はあるのです。例えば快適な生活を営みたいと。なおかつ環境を維持し、自然に親しみたいということがよくあります。きれいごとですが。

そこに今、ハイヒールを履いている方たちが、ほんとうに自然に近いような道をつくったときに、それを文化度の高い道路、まちというのかという、これはいつもこういう道路の問題とか、生活環境の問題で、我々は一般の市民においても心して議論していかなければいけない。特に行政の中での、また議会の中での物のとらえ方、特にこの問題についてはそういうものをきちっと整理した中でご意見をいただきたいなというふうに認識しております。終わります。

林会長： 大塩委員。

大塩委員： 3・4・5の点が波及して、いろんな道路の問題が前回もありましたよね。今回の場合、道路で近隣の例えば府中、3・4・5の場合、8割から9割方が府中市なのです。残り1割が国立であって、府中市の動きというのはどうとらえているのかわからないです。説明がないですから。そこはちょっと説明してほしいです。府中市は例えば全部できたけれども、国立市はまだ動いてない。それでは後手に回るのはではないですか。やっぱり一緒に合わせて、府中市の動きを聞いて、また同じように立川の、要するに市の周辺というのは常に行政の一番隅に追いやられて、後々決まってくる。それは全部の流れで全部決まるのです、周りの動きでも。だから、国立市としては、例えば今、3・2・2の話があったので、それに伴って出てくる3・4・5、これは早急に近隣というより、府中との折り合いを考えておかなければいけないと思うのですが、府中市の動きはどうなのですか。つかんでい

ますか。

林会長 : 事務局。

事務局 : 3・4・5の府中市の考え方ということでございますけれども、都市計画の担当に今聞いている中では、府中市は早急にこの路線は整備していきたいという考えを持ってございます、行政当局は。また、住民についても、要するに府中と国立境はこういう通り抜け道路がほとんどない、広い道路が抜けてないということで、かなり生活道路に国立市のほうから府中市域に入ってきているということがありまして、たまたま前回、説明会がございましたけれども、そのときにもこの3・4・5の整備をしていただいで、生活道路を抜ける、入り込まないようにという意見は何件かございました。

そういった意味では、府中の住民についても3・4・5の整備については、当然、都市計画道路の全体の整備に反対という方もいますので、それはさておいて、個別の3・4・5の整備については、府中市についてはできるだけ早く整備していきたいということは、住民側も、おそらく行政側も持っているのではないかと考えてございます。

あと、立川側がまだ全く整備されてないということがございますが、おそらく立川は逆に、どちらかというところほかの路線、要するに重点路線がほかの地域にありますので、そういったことを考えると、これは確かに幹線道路の延長になるのですけれども、立川のほうはまだ全く手つかずということ聞いてございます。

林会長 : 長内委員。

長内委員 : 総事業費は幾らなのですか。

林会長 : 事務局。

事務局 : おおまかですけども、これは説明会のときに東京都が答えた数字なのですが、総予算は300億円と答えてございます。

林会長 : ほかにございませんでしょうか。澤田委員。

澤田委員 : ちょっと長くなって申し訳ないのですが、例えば私からもちょっと意見として。あらましの例えば7ページ目ですけども、1つ教えていただきたいのは、7ページ目の上の計画交通量というところです。①を通るところ、これが平成30年にできたときには4万2,900台、そして平成42年度には4万4,200台になりますと。ところが、②を通るところは同じく3万9,100台、そして2万8,000台ということで、①と②を比べたときにかなり交通量が変化するのです。これについては東京都から説明があったでしょうか。教えていただきたいと思います。

林会長 : 事務局、お願いいたします。

事務局 : 大変申し訳ないのですが、このパンフレットについては環境影響評価書案という形で概要が載っているのですが、私ども都市計画課についてはあくまでも都市計画の流れということで、パンフレットの一番後ろに流れが2つあるのですが、環境影響評価の流れについては一切市の都市計画課には報告はございません。専門分野といいましょうか、環境部局でやられている作業の流れでございますので、このパンフレットのの中身についても一切説明を受けておりません。市が関わるということであれば、公告・縦覧ですか、市の窓口にも置いてあるということだけで、たまたま今回、都市計画の変更がございましてということで、都市計画の流れについて私どもが関与しているということでございますので、

この説明についてはできませんので、申し訳ありません。

澤田委員： わかりました。ありがとうございます。そういうことについては、環境面でのいろんなところにまたご質問させていただくということだと思います。ただ、この資料を見させていただくと、あまり推測で物を言うてはいけないのですけれども、この3・4・5のところが入った瞬間にこちらの東八の交通量が減るということは、逆にこちらに流入してくるのかなというふうにも、素人考えですが、受けとめるようなところもありますし、そういったところも含めて今後意見というのは、同じ意見になりますけれども、慎重に進めていかなければいけないのかなと資料を見て思いました。意見としてさせていただきます。

林会長： ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

林会長： なければ、次の報告事項であります「国立市都市計画マスタープランの評価等について」、事務局より報告をお願いいたします。

事務局： それでは、報告事項の2つ目の「国立市都市計画マスタープランの評価等について」説明します。都市計画審議会資料No. 3と、別冊になりますけれども、国立市都市計画マスタープランに関する「一次評価」報告書と「二次評価」報告書をご用意いたします。

なお、説明では国立市都市計画マスタープラン、ちょっと長いのですので、都市マスと略称で説明させていただきます。

都市マスは、国立市の総合的な都市計画の方針ということで、平成15年2月に作成しております。おおむね20年程度の将来を展望した平成35年を目標としてございます。そして、この都市マスにおいておおむね5年を目途として市民参加による評価を行いまして、必要と認められた場合には見直しを行うことにしてございます。本日報告する内容は、これまでの評価見直しの経過と、また今後の取りまとめについて説明したいと考えてございます。

それでは、都市計画審議会資料No. 3をご用意ください。開いていただきますと、国立市都市計画マスタープラン評価等フローチャートでございます。庁内検討会、市民会議、付属機関等に縦に分類してございます。

まず、平成18年11月に第1回庁内検討会を開催しまして、都市マス評価のための体制組織や方法、市民参加のあり方などについて検討を始めました。これらをまとめた都市マス評価制度素案と、都市マスに書かれた評価単位項目ごとに該当する計画及び施策事業を各課から挙げてもらいまして現況を把握シートにまとめたものを、平成20年1月に報告書として作成いたしました。この報告書において庁内検討会で一次評価を行いまして、また市民組織による二次評価を行うことが提案されました。

そして、平成20年2月に第1回市民会議が開催されまして、この庁内検討会の報告書をもとに評価制度の検討を始めたところでございます。

そして、平成20年7月に一次評価制度が提案されまして、その後、10月に二次評価制度が提案されました。この一次評価制度と二次評価制度はすぐに庁内検討会に図られまして、それぞれ確定をしたところでございます。

庁内検討会では一次評価制度の確定後、評価作業を開始しまして、平成21年2月に一次評価報告書が提出されました。

また、市民会議においても、平成20年11月に二次評価制度の確定後、同月に開催した第12回市民会議から評価作業を開始しまして、途中、地域住民等の意見を聞くための市民懇談会を10地域で開催しながら、平成21年9月30日に二次評価報告書を市長に提出しております。

この二次評価報告書において、都市マスの修正見直し等の提案項目が非常に多かったこともありまして、現在、庁内検討会で検討作業を行っているところでございます。今後は最終的に都市マスの見直し案を庁内検討会でまとめまして、東京都に照会した後、またこの都市計画審議会で審議していただきまして、最終決定をしていきたいと考えているところでございます。

フローチャートについては以上でございます。

次に、別冊になりますけれども、これはちょっと読んでおいてほしいのだけれども、一次評価報告書についてまず簡単に説明したいと思います。

特に構成等の説明になりますけれども、まず1ページと2ページは、一次評価の制度及び方針とその方法についてまとめてございます。3ページから7ページまでは、評価項目の一覧表になってございます。8ページ、9ページは、評価シートの記載例でございます。10ページから14ページまでは、一次評価の問題点と集約でございます。それから、庁内検討会で一番時間をかけて作成した一次評価シートでございますが、15ページから90ページまでが一次評価シートでございます。そして、巻末に庁内検討会関係の資料をつづってございます。

以上が、一次評価報告書の構成でございます。

二次評価報告書でございますが、これも簡単に説明いたしますと、1ページと2ページは二次評価の目的と体制組織及びその方法についてまとめてございます。3ページは二次評価シートの表欄の説明です。4ページから8ページになります。評価項目の一覧表でございます。9ページから58ページまでになります。これは第12回から第27回まで16回の市民会議をやりまして、また11回の市民懇談会を開催いたしまして作成いたしました二次評価シートでございます。それが9ページから58ページまででございます。それと、あと巻末に市民会議関係の資料がつづってございます。

以上が二次評価報告書の構成でございます。

なお、本日、一次評価報告書と二次評価報告書の説明については簡単にさせていただきましたけれども、この評価報告書についてわからないことや質問等がございましたら、いつでも事務局のほうに来ていただければと思います。これについてはまた都市計画審議会のほうにまとめたものを付議させていただいて、最終的に決定するものでございます。

以上で、2つ目の報告事項の都市マスの評価等についての説明を終わらせていただきます。

林会長： 報告が終わりました。何か質問などございましたら、お願いいたします。板谷委員。

板谷委員： 二次評価におきましては合計27回、作業をプラス7回。非常に詰めて、詰めて、市民会議の方々がご努力してくださったのかなということがよくわかります。それで、市民懇談会も11回開催されておりますけれども、私の記憶では参加者がこのときは大変少なかったように思います。それで、今日配付になっていきますフローチャートを見ますと、市民

への周知、議会への周知については全く触れられておりませんが、予定はどのようになっていますでしょうか。

林会長 : 事務局。

事務局 : この都市計画マスタープランについては市民参加が原則ということで、市民会議、あるいは市民懇談会で市民の意見を聞きながら作成しているところでございます。フローチャートでも説明しましたが、今後、このまとめたものについては東京都への照会ということがございまして、場合によっては東京都のほうから一部変更ということもあるのかとも考えてございます。そういった意味で、市民への周知の方法でございまして、何らかの形で周知していきたいというふうには考えてございますが、あとはタイミングの問題で、少なくともまとめたものについてはホームページ等では公表していきたいと考えてございます。

議会報告も考えてございますが、タイミング的に非常に難しいものがありまして、できれば東京都へ照会した後、まとめたものを報告できればというふうに思っておりますが、例えば3月の建設環境委員会への報告とか、そういうことも今念頭に置いておるのですが、そういうタイミングが合わないときには、まず会派への説明をしてからということで、できるだけ議員さんにはお話ししていきたいと考えてございます。

林会長 : 板谷委員、どうぞ。

板谷委員 : 議会のほうは審議会の設置も否決されてしまっているような状況で、庁内で作りなさいという意見が大方出されていたように思いますけれども、市民参加でやってきた都市マスタープランですので、上がってきたこの二次評価もしっかりと多くの市民の方に見ていただく必要があると思います。先ほど申し上げたように、懇談会の参加者が非常に少なかったことも踏まえて、ホームページだけで、アップしましたから、はい、これでおしまいではなくて、せっかくこれだけのものができ上がったわけですから、少し庁内のほうでも市民周知の方法について工夫されることを希望します。よろしく願いいたします。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 庁内検討会で皆さんの意見を聞いて、市民周知の方法等について意見をいただくようにしていきたいと考えてございます。

林会長 : ほかにございませんか。長内委員、どうぞ。

長内委員 : マスタープランというのは非常に重要なところですが、都市計画道路の廃止ということについてはこの間どうですか。議論されていませんでしたか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 都市計画マスタープランはかなり広い分野でございまして、都市計画道路の廃止という、ある意味、個別の意見という形になるのですが、実際にはこの都市計画マスタープランを策定したときも、一部この都市計画道路は要らないのではないかという意見がございまして、マスタープランの中では実線から破線に切り替えたようなことにもなっております。ただ、都市計画道路につきましては、東京都と28市町が共同で策定した多摩地域における都市計画道路の整備方針、これは平成17年から28年までの長期の計画になってございまして、こちらのほうで都市計画道路は位置づけられておりますので、この都市計画マスタープランで変更ということは今の時点ではできないのかなと。今後、整

備方針の見直しの時期にそういったお話が出てくれば、そこに位置づけて、次の都市計画マスタープランの変更の時期に間に合えば、そういった形で出てくるのかというふうに考えてございます。

林会長 : 長内委員。

長内委員 : 国土交通省もこの間の日本全体の人口減少について、非常に危機的な考え方を持っています。そして、東京都は入りませんが、全国の道府県の中で多くの、多くのというのは、私の調べたところでは二十幾つさらに増えていると思いますけれども、都市計画道路の見直しと、人口減少に合わせた新しい考え方ということで、ガイドラインをつくってやっています。東京都では確かに首都圏は2015年、平成27年まで人口はまだ増えるということですが、奥多摩のほうでは既に廃止ということも幾つかの路線で出ているそうです。そして、今後の状況、1つの道路をつくるのに10年かかるわけですから、そういった点では都市計画道路の廃止をすることが地権者のためにもなると思います。

先日の新聞では埼玉の志木ですね、駅のすぐ直近の道路ですが、4キロの道路を廃止する、都市計画を廃止するというようになって、地権者の方が8階建ての中層マンションが可能になり、非常に歓迎しているという報道も、これは2009年9月15日の東京新聞の朝刊ですが、そういうふうな時期に来ているのですよ。

ですから、先ほどちょっと出ましたけれども、国立市の中では3・4・3という道路、最初からこれはだめだという意見が上がっているのです。そういった中ではこれをしっかりと検討して、都市計画審議会で決議して、東京都に同意を求めるという手順をしっかりとすべきだというふうに思います。そのほかにも、例えば3・4・10号も含めてまちの状況に合わない、または理想に合わない道路については検討をしっかりと、廃止をする必要があると思います。そういうふうに提案したいと思っています。それが大事だと思います。

林会長 : 事務局、いかがですか。

事務局 : 都市計画道路の見直しということでございますけれども、先ほどもご説明しましたが、多摩地域における都市計画道路整備方針ということで、これを策定したときには都市計画道路の必要性の確認ということで、このときも一要検討路線ということで、都市計画道路の見直し路線として実際には10路線上がってございます。これはその整備方針で、それぞれ特別の事由があるということで、要検討路線という形で位置づけられていることになっております。これは先ほど平成17年と申し上げましたけれども、平成18年4月に策定してございます。ですから、今後、この整備方針、今は第3次事業化計画ということでございますが、第4次事業化計画のときにはまた議会の皆さんの意見も聞きながら、先行整備路線、あるいは見直し路線等についても論議していきたいというふうに考えてございます。

林会長 : ほかにございませんでしょうか。大塩委員。

大塩委員 : よくわからないのですが、マスタープラン委員会というのがあって、マスタープラン、こういうものが大変膨大な時間と人知を尽くしながらやってきているようですが、これは誰を規制する、誰に関わってくるものなのですか。これで決まったことはどこが実施するのですか。そこら辺あたりがよくわからないのです。書いてあるのだけれども、評

価を見るとどれもB、B、B、またはC。行政がこれをやっているとすれば、もう既に5年なり何年やっているのだから、これは本来ならばそれなりの成果が見られるみたいな表現があってもよさそうなのだが、ほとんどできていない、進捗していないみたいな部分しかない。先ほどの事務局方の説明によると、よくわからないし、板谷さんの話だと、議会の中でもこれそのものが認められていないみたいなことになっている。これは認められているのですか。

林会長： 今、お尋ねになったのは、こちらの事務局のほうの話でしょうか。

大塩委員： そうですね。簡単に言えばこれです。マスタープラン、これそのものがどれだけの位置づけになっているのか。庁内での職員を縛るものであって、市長はこれをもとに市政をやっていくのだという意向があるのか。議会もこれを認めて、それでやっつけよう。どこを見ても議会で決まったみたいな話はないし、だから拘束力が全くないものを時間をかけてやっているように見えてきてしまうのです。

二次の後ろのほうの後書きにあったと思うのですが、要するにこの仕事を誰がするのかという役割分担が明確にならない。決まってなければ、役割分担が明確にならないわけです。平成15年ですから、もう5年以上経っていて、議員の先生たちはこれに基づいて仕事をしましょうということになっているのか。これに基づいて議員は議員としてやるだろうけれども、この仕事は建設部の誰々が、どこの部署がしっかりやるという具合になっているのか、そこら辺がよくわからない。マスタープランの位置づけをちょっと説明してください。

林会長： お尋ねになっているのは、もともとの都市マスのそれについてですね。

大塩委員： はい。

林会長： 事務局から。

事務局： この都市計画マスタープランの位置づけでございますけれども、都市計画マスタープランは都市計画法の第6条の2に、「都市計画区域においては、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める」ということになっておりましたけれども、その後改正がありまして、都市計画法の第18条の2に市町村の都市計画に関する基本的な方針というものがありまして、この中に「市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする」ということで、この都市計画に関する基本的な方針、これがこの都市計画マスタープランということになってございまして、都市計画法に基づいてこのマスタープランが位置づけられているということでございます。

それで、誰がということがございますけれども、国立市都市計画マスタープランにつきましても国立市の基本構想、総合計画もございまして、こういったものを受けましてこの都市計画マスタープランを策定いたしまして、これは総合計画でございますので、実際にはこのマスタープランに沿って個別の案件、例えば住宅基本計画とか地域防災計画、南部地域整備基本計画とか、そういった個別の基本計画に関しても、この都市計画マスタープランを受けて策定するような形になってございます。

まちづくりの実践ということで、今回、各課から、一次評価についてもまとめてござい

ますけれども、このマスタープランに伴う施策事業についてそれぞれ出させていただいておりますが、そういった中でこのマスタープランの文言に対してどのような施策事業ができているかということ、今回、初めての見直しで、こういうような見直しの作業は今後他の市もちょっと参考になるのかなというふうには思っております。以上でございます。

林会長 : 大塩委員。

大塩委員 : 重ねてですけれども、マスタープランは議会でも承認されているものですね。だったらばというところが、いろんなところで出てくるものがあると思うのですけど。

林会長 : ちょっと済みません。事務局、お願いします。

事務局 : 済みません。議決はございませんで、あくまでもこの都市計画審議会で審議させていただいて、確定したものを決定するというところでございます。

大塩委員 : この都市計画審議会そのものの位置づけが、もしかしたらこれが先へ進んでいないということになる。都市計画審議会で今回の緑地等についても決まりますよね。これはその意見を尊重されて、大体議会では通るわけですよね。議会に提出されないのですか、緑地の問題。生産緑地の問題等、ここで審議されたものは国立市議会において審議されるのですね。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 今回のこの都市計画マスタープランについては、この都市計画審議会で決定したもので確定するわけでございまして、あくまでも議会については報告事項ということのみでございまして、議決というような行為はございません。

大塩委員 : わかりました。もう一度。そうすると、都市計画審議会でこれをつくったとすると、ここの中で出された、こういう一次評価、二次評価、これを例えばこの間、来年審議していただくみたいな話がありましたけれども、評価表を。今日ではなくて、事前にその話がありましたけれども、我々この委員で決まったことは誰が作業に入るのですか。決定されるのですよね。ここで決定されたことをこのところは不足だよと言ったときに、全然作業が足りていませんよとC評価になった場合、もうちょっと頑張ってもらわなければいけないよねとなったときに、その仕事の指示は誰にいくのですか。

林会長 : 事務局、よろしいですか。

事務局 : 今回のこの目的が都市計画マスタープランを色々な時代の流れとかによりまして、この文言が見直し、要するに修正の見直しがあるかということが基本的な考え方でございます。評価というものはございますけれども、これは当然、この都市計画マスタープランは20年計画でございますので、十分できていないものもございまして、実効性が薄いものもございまして、これに関してはあくまでも評価はその過程のものでありまして、結果的にAランク、Bランク、Cランクでございますが、Cランクについては文言的にこの都市計画マスタープランの中で少し表現を変えて、頑張ってもらおうということも考えられますし、評価については過程ということで、最終的にこのマスタープランの文言を見直しする必要があるかどうかということ、また市民の意見を聞いて、また庁内検討会の意見を聞いてまとめているものでございます。

ですから、あくまでもこの改定版ができるということでございまして、先ほど言ったそれぞれの実行する各課のいろんな施策事業が評価の一つという考えをもとに。ただ、実

際には、市の総合計画で基本構想、基本計画がございますので、財政的なものも含めて、できる、できないがございますが、都市計画的に考えてA、B、Cランクをつけさせていただいたということがございます。

林会長： 石塚委員。

石塚委員： 当局にお願いがあるのですけれども、都市計画審議会に委嘱しますよね。そのときに、例えば議会の議員は別で、私も前全協のとき、これをやっているわけです、この委員を。やられる方たちに、例えば今日お話があるように、このマスタープランだっという内容は何にするためにという、今、ご質問があった審議会委員として受けなければいけない仕事があるわけです。その説明を1回ちゃんとしてさしあげないと、こういった問題が出ると思うのです。ですから、次回までにその辺を徹底してさしあげないと、逆にここで何をやられているかわからない、出てきた書類があったとしても。だから、その辺のところのあれを少し、勉強会でもいいですから、親切にやってさしあげないと、かえっていけないのではないかなということをおし添えて、おしまいになります。

林会長： ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長： よろしいでしょうか。

以上で議事日程のとおりすべて終了いたしましたので、これをもちまして第21回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

— 了 —